



日進赤池箕ノ手土地区画整理組合

# 区画整理だより

<発行日>  
令和2年8月吉日  
<発行者>  
日進赤池箕ノ手土地区画整理組合  
理事長 山田 稔司  
※組合事務所  
日進市赤池町箕ノ手2番地1155  
Tel/Fax. (052) 807-3126  
<ホームページアドレス>  
<http://www.nisshin-akaike.com/>

## 「事業の進捗状況について」

理事長 山田 稔司

盛夏の候、組合員の皆様におかれましては、ますますご健勝のことと心からお喜び申し上げます。

さて、去る6月18日に開催しました総代選挙において、総代の任期満了に伴う選挙が行われ、組合員の皆様方の賛同により、総代35名を選出し、7月1日に就任に至りました。(2ページ参照)

新型コロナウイルス感染症の影響により、組合員の皆様には行動の制限がされる中、多大なご協力いただきましたこと、厚くお礼申し上げます。

組合の事業につきましては、3ページの年度別使用収益開始予定図に記載のとおり、令和2年度につきましても引続き工事を進め、順次使用収益開始を進める予定でいます。

保留地の販売につきましては、工事の進捗状況により、販売の予定をしています。販売開始の際は、組合ホームページにて告知し、詳細を掲載して参りますので、よろしくお願いたします。

現在移転等の関係で仮住まいをされている方々に対して、移転先の整地工事、ライフライン整備を行い、一日も早く宅地を利用して頂けるよう工事を進めていますので、もうしばらくお待ちくださるようお願いいたします。

工事に際しては、皆様には何かとご不便等をおかけする場合がありますが、地権者をはじめ地域住民の方々の安全第一で施工をまいりますので、何卒ご理解ご協力のほどよろしくお願いいたします。

【プライムツリー赤池の屋上より南を望む】



### ◇ 目次 ◇

- ・事業の進捗状況について …1 頁
- ・総代の就任について …2 頁
- ・地区内の風景について …2 項
- ・年度別使用収益開始予定図 …3 頁
- ・組合からのお願い …4 頁

## 総代の就任について

6月18日に本組合の総代選挙が開催され、7月1日付けにて、下記の総代35名の就任が確定しましたので、ご報告させていただきます。(敬称略)

蟹江康一	蟹江信男	蟹江 均	川村栄治	川村博之
鬼頭信男	鬼頭 亮	小池設夫	小池 誠	小池眞里子
小池雄二	小池由成	近藤繁久	近藤 真	酒井紀子
杉浦蔦枝	鈴木喜博	地福幸二	新美直樹	早川一三
早川貞彦	早川俊道	早川尚孝	早川伸行	福岡秋盛
福岡勝己	福岡 孝	福岡善房	宮崎俊男	山田達也
山田幹雄	山田保雄	山田雄志	山田督昌	(株)ワンダーランド

## 地区内の風景について

【プライムツリー赤池の西側 赤池箕ノ手中央線沿い】

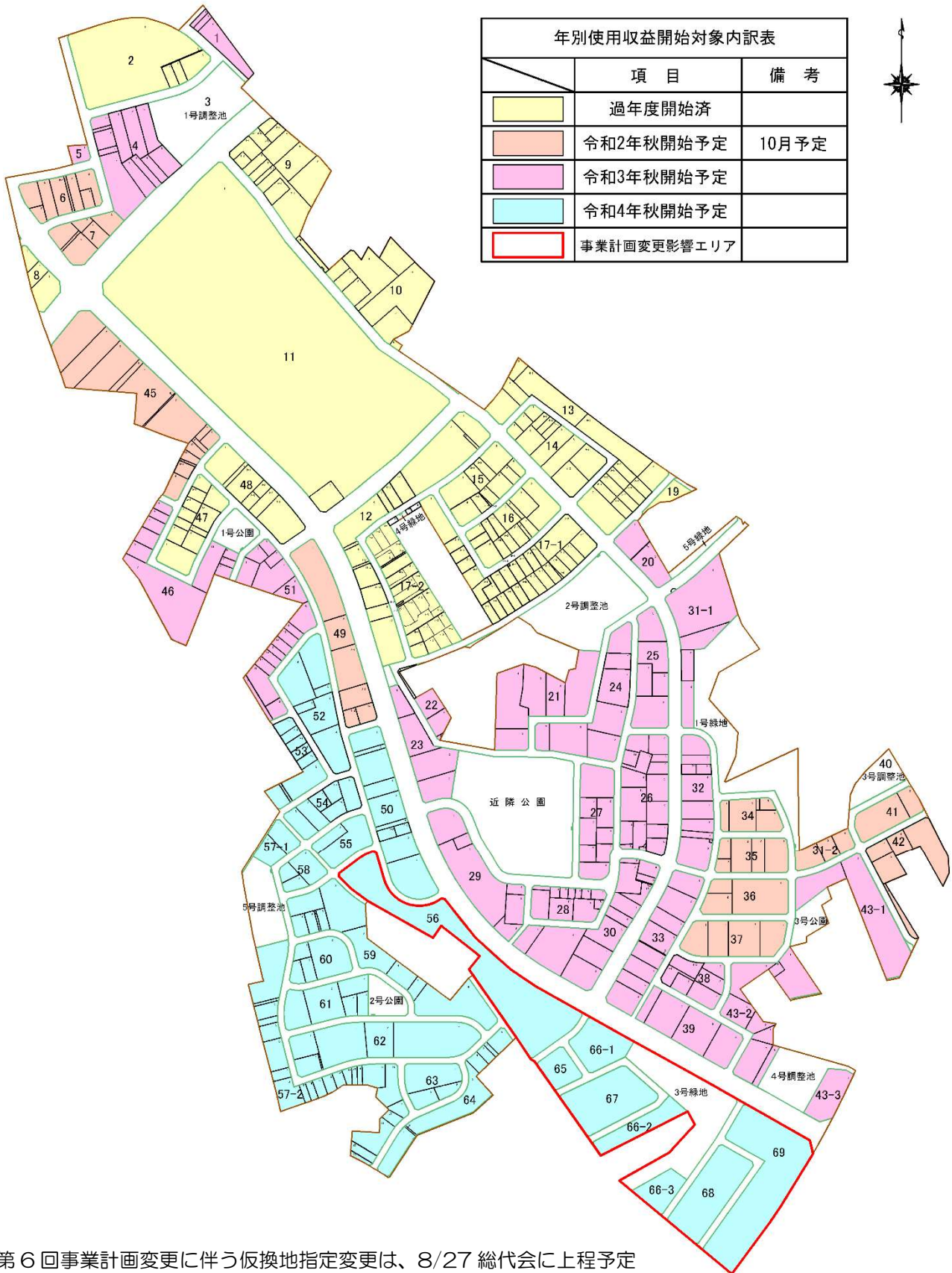


【プライムツリー赤池の南側 6m道路沿い】



**年度別使用収益開始予定図**

工事が完了しますと、街区(ブロック)単位で“使用収益開始通知書”を土地所有者にお出しします。なお、使用収益開始された土地の管理(杭の保全、草刈等)は、個人の責任においてお願いいたします。(使用収益開始予定については、変更になる場合があります。)



第6回事業計画変更に伴う仮換地指定変更は、8/27 総代会に上程予定

## 組合からのお願い

### ・土地の名義等を変更された方・住所変更された方へ

地区内の土地で、下記のような変更をなされた方は、その土地の『登記事項証明書』を、組合員皆様方の転居等により住所変更された方は『住民票（写し）』を、組合に必ずご提出下さい。

（申請書類は組合にありますので、お問い合わせ下さい。）

- |                    |  |
|--------------------|--|
| ① 売買されたとき          | ④ 複数名義から単独名義になったとき                       |
| ② 贈与、相続されたとき       | ⑤ 合筆、分筆されたとき                             |
| ③ 単独名義から複数名義になったとき | ⑥ その他登記事項証明書の内容に変更があったとき（但し、抵当権のみの変更は除く） |

### ・建築等の行為をされる方へ〔土地区画整理法第76条申請が必要です。〕

土地区画整理事業施行区域内では、事業計画決定の公告があった日の翌日から換地処分の公告の日まで、以下の行為について制限を受けることになります。

1. 建築物その他の工作物の新築、改築、又は増築を行う場合
2. 重量が5トンを超える物件の設置又は堆積
3. 土地の形質の変更

これらに該当する行為を行う場合は、日進市長の許可が必要となり、一定の許可申請手続きをお願いすることになります。この手続きは事業の支障となる行為を排除し、円滑な事業推進を図るためのものです。万一、無許可でこれらの行為を行ったり、許可条件に違反した場合は、土地の原状回復、建築物又は工作物の排除を命じることがありますので、十分ご理解いただきたいと思えます。

（申請書類は組合にありますので、お問い合わせ下さい。）

### ・工事現場への立入り禁止について

工事範囲が広がり、特殊な大型工事車両が地区内に入っておりますので、犬の散歩等による工事現場への立入りはご遠慮ください。

特に、お子様の現場への立入りは非常に危険ですので、ご注意願います。

### ・組合土地立入りについて

測量及び調査のために、土地に立入りさせていただく場合がありますので、皆様方のご理解、ご協力をお願いします。

なお、民家等敷地内に立入りさせていただく場合には、あらかじめ連絡させていただいた上で、立入りさせていただきますので、よろしくお願いします。

立入時間：日の出より日没まで

### 組合ホームページについて

当地区は、本区画整理事業の内容等を広く知ってもらうための情報窓口として、公式ウェブサイト「STATION CITY 日進赤池ヒルズ」を開設しておりますので、ご覧下さい。

＜ホームページアドレス：http://www.nisshin-akaike.com/>

### 問い合わせ先（組合事務所）

住 所：〒470-0126

日進市赤池町箕ノ手2番地1155

電 話：052（807）3126

執務時間：平日：月曜日から金曜日

午前9時から午後4時まで

（但し、正午から午後1時までは休務）

休日：土日及び祝日並びに組合が休務と定めた日（年末・年始・お盆）